

(行政報告)

福祉の総合相談窓口の設置について

健康福祉部

市では、制度や属性に捉われず福祉全般に係る相談を受けるため、本年7月1日から福祉課及び白岡市社会福祉協議会内に「福祉の総合相談窓口」を設置いたします。

「福祉の総合相談窓口」は、来庁や電話による相談だけでなく、職員による訪問相談や市公式ホームページ内の専用相談フォームからの相談にも対応することで、困りごとを声に出しやすい窓口といたします。

また、本人や家族のほか、地域の民生委員・児童委員や市内の福祉関係事業者からの相談にも対応し、潜在的な福祉ニーズを抱える方に対するアウトリーチ型の相談にも取り組んでまいります。

この「福祉の総合相談窓口」の運営を通じて、縦割りを超えた庁内の連携・協力体制をより一層強化し、福祉に係る関係課の支援を一体的・重層的に実施することで、対象者に応じたオーダーメイドの支援を実施してまいります。

今後におきましては、「福祉の総合相談窓口」に関する事業を推進することにより、市民の福祉課題の解消につなげられるよう、行政・地域・事業者の協働による支援ネットワークを構築してまいりますと考えております。

また、「福祉の総合相談窓口」の開設に併せ、成年後見制度の利用を促進することを目的とした「白岡市成年後見サポートセンター」を白岡市社会福祉協議会内に設置いたします。

市としましては、引き続き、地域福祉の推進を担う中核的な団体である白岡市社会福祉協議会とともに、更なる福祉の充実を図ってまいります。